

昭和五二年一二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 || 社会通信社

発行人 || 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079

振替 || 東京0-58431 労金 || 東京労金本店 No.50234

購読料 || 月額 400円 6カ月前納制

## 〈もくじ〉

### ■卷頭言■

「七・二六集会」に総結集しよう J Rグループを監視しつづけよう

—— J R決算の疑惑とわれわれの課題 (一)

国鉄闘争の現状と労働委員会闘争の意義

### ◇投稿◇

「汚職」問題を考える

資料 「新百万党建設運動実施要領(案)」への質問状

——日本社会党東京都本部杉並総支部——

パンフ紹介 「労戦問題」資料と解説

読者からのおたより

10

11

12

13

14

15

16

17

18

# 旬刊社会通信

NO. 375

一九八八年七月二一日

(毎月一日・一月・二二日三回発行)

## ■卷頭言■

## 「七・二六集会」に総結集しよう

七月二六日、宮部民夫（都労連委員長）、佐藤智治（国労東京地本委員長）、大江洸（京都総評議長）など、全国の総評を愛する一七人の仲間のよびかけで、「つくりうる組合員が主人公の労働運動を！」をスローガンに、「総評解散反対、地県評解体阻止、地域労働運動の継承・発展・強化をめざす全国集会」が開かれる。集会実行委員会への参加のよびかけは、こう訴えている。

「総評は七月二六日から開催される弟七定期大会で、従来かかげてきた『全的統一』の方針も事実上なげすてて、総評みずから解散を決定しようとっています。しかも、この大会以降、秋にかけて総評運動を職場、地域段階で実践し支えてきた総評運動の最大の財産である地県評をも解散の方向に導こうとしています。

一九五〇年七月、総評の結成以来、三井三池闘争、安保闘争、ベトナム反戦の闘い、そして国民春闘路線の構築など反自民・反独占の旗をかかげて、わが国の労働者と国民の生活と権利を守る闘いを組織してきた伝統をもつ闘いの砦＝総評、地県評をこのまま解散させてよいのでしょうか。

私達は、こうした動きを座視することはできません。私達は、総評の解散と地域労働運動の解体に反対し、そのよき伝統を継承・発展・強化したいと強く念願しています。（1）国民春闘路線にみられるように、働く者の賃金・労働条件、国民生活の向上にむけて積極的に闘つてきたこと。

（2）労働基本権の確立を求め、資本や当局による権利抑圧、不当労働行為、首切り『合理化』と闘つてきたこと。

（3）未組織労働者の組織化に努力し、中小企業労働者の闘いへの支援・激励をすすめてきたこと。

（4）市民運動と連帯し、地域住民の要求実現にむけ共同して闘つてきたこと。

（5）（6）民主教育を守り、福祉切り捨て、国民負担の増加に反対し、社会保障の充実を求めて闘つてきたこと。

（7）組合民主主義を大切にし、大衆路線を追求するとともに、地域労働運動の強化・拡大をすすめてきたこと。

（8）平和憲法を擁護し、核廃絶、非核三原則の厳守をはじめ、日本の平和と民主主義を守る闘いの先頭に立ってきたこと。

（9）などの積極的で優れた歴史と伝統があると確信します。全国の皆さん！『連合路線』ではこれらの伝統を継承させることは出来ないのは、明白ですし、組合員が主人公の労働運動となり得ないのもこれまた明かです。私達は、このような『路線』に組することはできません。

（10）血のにじむような努力を払って地県評の運動をつくりあげてきた私達が総結集して声をあげるのは、今をおいて他にないと考えます」

（11）本誌はこの「よびかけ」に全面的に賛同する。場所は日比谷野外音楽堂、時間は午後六時から、総評解体を阻止し、階級的労働運動の再生にむけ、本誌の読者が仲間をさそい、集会に参加されることを中心訴えたい。

（12）同様の集会は「七・二六」に前後して全国で計画されている。関西では七月一五日、大阪で、また兵庫では東京、関西集会を成功させるため「総評解体阻止の主張を高く掲げ行動しよう！」と、七つの地区でブロック別集会を開催する。

（13）全国の仲間たち、日頃の日常活動、学習活動で培った力を「総評解体阻止」に総結集しようではないか。それが総評運動の階級的強化そのものであるのだから。

表 1

国鉄監査報告書より			J R 東 日 本		J R G 7社の 合 計
	61年分	62年分	62年当 初計画	63年事 業計画	62年決 算書より
営業収益	33,105	34,128	営 業 収 益	14,727	15,353
旅客収入	29,422	30,269	旅客運輸収入	13,339	13,798
貨物収入	1,857	1,676			15,351
雑収入	1,826	2,183	その他の収入	1,388	1,555
営業費	32,065	30,465	営 業 費	12,178	12,666
租税公課	478	501	租 稅 公 課	242	294
人件費	11,845	12,668	人 件 費	4,509	4,381
減価償却費	5,606	5,662	減価償却費等	1,874	2,188
動力費	2,096	1,601	物 件 費	5,553	5,803
修繕費	7,963	5,306	鉄道事業分		12,469
業務費	4,077	4,727	その他の事業分		227
営業損益	1,040	3,663	営 業 損 益	2,549	2,687
営業外収益	4,241	5,488	営 業 外 収 益	2	2
営業外費用	23,760	22,969	営 業 外 費 用	2,336	2,120
営業外損益	-19,519	-17,481	営 業 外 損 益		-2,197
			経 常 損 益	215	569
			特 別 利 益		766
			特 別 損 益		112
			失 益		157
			特 别 損 益	-49	3
			税引前当期利益	166	572
			法 人 税 等		721
当期利益	-18,478	-13,813	当 期 利 益		447
					1,558
					1,057
					500

1、五月三〇日、JR各社は、昭和六二年度の決算報告を発表した。この「六二」年度決算報告書で驚くのは、JRグループの唯一の株主である国鉄清算事業団が各社をまとめ「連結決算」で発表するのではなく、各社バラバラで、発表の日時だけ合せてやつたこと、加えて「逆粉飾」決算という嫌疑がかけられて当然の内容を平然と盛り込んでいることである。

また、JR東日本会社は、新賃金交渉時の国労的の意を得た質問や疑問、解説を求める事柄にことさら恐怖しているためか、「他の労働組合にも説明はしていない」と言うことを理由に、会社としての資料提供も説明も一切ないというお粗末さである。表一は、新聞等に発表されたものをもとに、数カ月前に会社が国労に説明した次年度事業計画時の数値等とあわせ、一表に合成してみたものである。

## J R グループを監視しつづけよう

はじめに――JR決算の疑惑とわれわれの課題(一)――

2、「表一」は、「国鉄監査報告書」の「六〇年度」および「六一年度」各分、政府が国会に提出した「六二年度当初計画」およびJR東日本株自体が作成提出、組合にも説明をした。「六三年度事業計画書」と、JRの公表した「六二年度決算報告」をもとに、一表にした。

ただし、「国鉄監査報告書より」の項は、監査報告書を元に、①「政府助成金」は「営業外収入」とし、②鉄道営業とは係りのない「特定人件費」「利子及び債務取扱費」「固定資産除去費」を「営業外経費」に移すなど、「普通の民間企業でやる決算報告」のように整理しなおした。

### I、初めから予測されたJRの黒字

JR各社は、我々が指摘してきたとおり、たいへんな黒字を発表した。債務のほとんどを清算事業団に移した結果であり、当然すぎる黒字ではある。

国鉄は、所詮「私鉄」とは比較にならないほどの規模と資産を持ち、したがって、「駅」という営業所を日本国中に有して無尽蔵の営業範囲を有しており、その資金調達能力も無尽蔵な企業体であり、鉄道の本来事業だけでも黒字体质といえるのが実態である。私鉄各社が、「含み資産は大」といわれるのと同様に、国鉄自体の一〇〇年を越える歴史は膨大な資産を国鉄に蓄積させ、時の権力者に利権の巣とさせられてきた。

したがって、国鉄最後の監査報告が、三六六三億円もの営業利益を報告したとおり「赤字」「国鉄経営の危機」「破産」など、はなから「あり得ない事」であった。

「私鉄並に」「私鉄並に」と言われ続けてきたが、私鉄大手一九社と労働者の働きぶりなどを比較すれば、例えば、一九八六年度分で、売上高に対する利益率と職員一人当たりの付加価値率で比較してみると、① 売上高営業利益率は、私鉄一四・七に対して、国鉄は、一〇・七となり、② 付加価値率では、私鉄六六・六に対して、国鉄は、七八・四となる。

国鉄の優位性が、一目瞭然となる。しかも、一〇〇年の歴史を持つ国有鉄道は、国民の税金と莫大な寄付行為により、二〇〇兆円を越す「資産」を保有するまでに成長しているのである。その「資産」は「駅前一等地の土地」をはじめ、世界に誇る「技術」など、有形無形の「資産」である。

偽装倒産であることは明らかだ。どさくさ紛れで殖やされた借金は四七万円となる計算だが、一〇〇万円の駅前一等地が遊んでいるのにこれを処分できずに倒産する、という例である。あり得ないことが、二一世紀を迎えるとする現代で引き起こされたのである。それも、まじめな国鉄労働者が、そんな理不尽なことには反対だ、と言つただけでいじめられ、自殺にまで追い込まれた。そんな強引な、きわめて非民主主義的なやり口でやらされたのである。毎日新聞がスクープした、「国鉄改革は失敗だった。一〇年もすれば識者が現われ、また統一するだろう」などと漏らしたという溜息は、失政を強行せざるをえなかつた推進者の、心の真実を眩いたものであろう。

### II、すさまじい人減らし攻撃

国鉄は、国民の生命と財産を預かり輸送することを主たる事業として、輸送の安全と迅速に低廉に輸送することを使命としてきた。しかも、国策としての「要員の受け入れ」を強制され、心を込めて輸送の安全と迅速輸送を実現する「人の配置」を行なってきた。この「人の配置」が攻撃目標とされた。「費用がかかるのは人が多いから」という、資本主義の人間にとっては耳ざわりの良い「屁理屈」が持ち出されたのだ。

したがつて、国鉄企業の体質改善といふ「人減らし攻撃」が画策され、「直切り三項目」を初めとする国鉄職員追い出し攻撃や、一〇万人もの国鉄職員、つまりは国労の組合員を中心にして、働き慣れ、住み慣れた国鉄職場を離れることとなったのである。

「後輩が安心して国鉄で働き続けられるよう」、「の際、職場を譲りたい」と一〇四国会で強行成立させられた「希望退職促進法案」に応じた組合員は、さわめて多数である。この間の組合別組織人員は、次のとおりである。

表 2

調査時点	国 労	産 労	鉄 労	動 労	全施労	全動労	その他	未加入
1981. 5. 1	243,800		45,775	44,293	3,093	3,029		7,126
1986. 5. 1	162,971		28,867	31,351	1,588	2,373		9,158
1987. 1. 1	85,349		44,609	35,854	6,900	2,058	42,640	8,289
1987. 4. 1	44,012	21,654			鉄道労連	89,876	1,409	9,300
								8,216

すなわち、鉄労四万、動労三万五千、全施労とカクマル真国労等が合体した日鉄労一万と社員労三万、これで一二万、というのが鉄道労連の組織実態である。これに、鉄輪労が加わって、一三万という組織である。「再建に協力してきたのは鉄道労連」という嘘は、鉄労も動労も組織数は動いていないという現実が証明する。つまり、鉄道労連の前身である改革労協などは、ただ「国鉄の分割・民営化に賛成」と叫んでいただけである。それが、カクマル派といわれる労働組合員が中心になり、「国労の組合員が悪い」と騒ぎ歩く、上で国鉄当局の手で保護され、国鉄の「体質改善」と言われた「合理化」には無関係に、組織は温存されてきたことがわかる。

以上のことでも分かるが、我々は、改めてJRの今日の莫大な黒字は、国鉄労働者自身の自殺を含む血のにじむ犠牲と、労働強化の犠牲の上に成立したという現実をしつかりと踏まえねばならない。

以下、JRの黒字を結果とした要因について述べよ。

### (1) 事業団の仲間の犠牲

思想的には「非妥協」の立場を貫いてきた国労が、結果として、合理化に協力していくことを第一の要因とすれば、一九八七年一月一六日以降の要因が次の要因となる。

第一は、一九八七年二月一六日、国鉄労働組合の組合員であることを最大の理由に、事業団に選別され差別されて配属された、仲間と家族の悲しみと不安を犠牲にして、JR各社は会社発足初年度に、国有鉄道最後の年度の経営収支を引き継ぎ、大変な黒字を産み出す事が出来た、と言うことである。

仲間の犠牲が、莫大な黒字を生みだしたのである。もちろん、喜べない黒字である。清算事業団に差別された組合員は、就職が内定して待機する者を除いて、一九八七年一月現在で、六六一一名である。

JRは、政府が決定した職員枠を、一三三、一五一人も割り込んで出発したのである。JR東日本だけで計算すれば、欠員を六〇〇〇人と仮定した黒字発生式は、六〇〇〇人(不足人員) × 五〇〇万円(一人当たり人件費) = 三〇〇億円となる、こんなに浮いたのである。

## (2) JR社員の犠牲

第三には、JRに採用されても、国鉄最後の悪夢のような数年間が、再びJR職場で引き続き展開されたことである。国鉄時代に職制を自民党に加入させて取り込み、極左暴力主義者集団を「組織温存」をバーゲンに抱え込んで職場のゲシュタポに仕立てて「物言えぬ国鉄職場」を実現し、「処分と賃金差別」の脅かしを掛けて非人間的・殺人的低労働条件を強制・社会的にも低過ぎる賃金実態で働くさせた。

このJR職員達の労働条件切り下げという犠牲の上に達成された営業成績の向上、好成績、というのが現実である。差別導入のための就業規則をわざわざ作って押し付け、不当な処分を発令して、夏と冬の手当のカットは無論のこと、日々の労働では様々な手当類が支給されないような職種に、「国労の組合員である」ことを理由に選ばれて配置替えされでの減収は、全組合員に振りかかたとも言える状況である。

しかも、北海道と九州に不当に限定して実施された募集に応じた、第三次広域採用者に対するJR東日本の夏季手当差別も好営業成績に貢献した。ここでは、全社員に共通する、六一年度ペア分の節約分だけでも見ておこう。

八三〇〇〇人×二五万円（平均賃金）×〇・〇二〇五（低かった分）×一六・九ヶ月＝七二億円

## (3) 関連企業の犠牲

第四には、泣かされたのは、国労の組合員だけではなかったことである。国鉄関連企業が、会社ぐるみで、親会社たるJRから、いじめられたのである。

彼らは、三項目以来の国鉄職員の受け入れを一年も前から準備させられ、泣かされて骨身を削り、工事等の入札単価の決定で「御祝儀相場」の強制と継続に泣かされたのである。業界の泣声は、反乱に成長する気配さえあつた。それほど苦しめられたのである。しかし、反乱は、結局は押さえ込まれた気配である。それが鉄建建設事件である。

「JRに先輩はない」とは、悪名高い住田氏のお言葉である。運輸官僚時代に先の中曾根と通じて公労協のスト権ストを封じ込めた業績を知るものも多く、その縁で国鉄再建監理委員会委員に就任できたと言われ、組合嫌いで通り、航空産業のさる会社では「次期社長」として見習い入社もしていた。したがって、国鉄再建をやるのではなく、国鉄解体をやつたのである。しかも、最大企業のJR東日本のトップの地位を占めた。

国鉄官僚は、政治にはいたって忠実ではあっても、口は出さない体質の中で育てられた。したがって、OBも然りではあるが、彼らとて、誇りまで失うものではない。そういうOBの存在自体が、JRの官僚にとつては、怖いのである。住田氏の「OB縁引き宣言」はその恐怖の現われと言われ、「仁杉更迭人事」劇の再現を考えたのが、業界とOBのトップに位置していた鉄建建設社長を狙つての「鉄建建設事件」と言われている。

業界は、仕事がなくなることを恐れて口は割らないが、営業成績の好転に貢献した下請け単価の切り下げは、数十億円と言われている。

## 国鉄闘争の現状と労働委員会闘争の意義

交通権という面からではなく、労組共闘会議ということで労働問題、労使関係、特に国労にかけられている不当労働行為について、情勢と運動の状況について報告させていただきます。

### 全国の労働委員会の状況

現在、国労は全国で一七五件の労働委員会事件をすすめています。これまで、三月新宿車掌区、六月秋田地本の掲示板と、いずれも国労全面勝利の命令を得てあります。全国労働委員会事件は年間五百件といわれますから、その三分の一を国労がおこしていることになります。もし、これを争議と呼ぶならば、今、全国で大争議が攻勢的にすすめられています。ということになるのでしょうか。労働委員会の事件は、よいことではありませんが、早くして三年、ともすると、五年くらいかかると、命令がでるという状況ですが、国労の場合、すでに二件の勝利命令がでています。しかも、それだけではなく、北は北海道から南は九州まで、年内秋までに三〇件が結審をし、命令作成作業にはいることが判明しています。できたら、年内に二〇件は勝利命令を得たいと考えています。

特に三月にでた新宿車掌区の都労命令は重要でした。マスコミも一斉にとりあげ、テレビ朝日のニュースステーションでは証拠となつた、区長の録音テープまで放映しました。新宿車掌区の命令は、全国労働委員会闘争を力強く励ました。都労委は、いいか悪いかは別にして、全国各地の地方委の中でも一番格が上とみられています。その都労委が国労全面勝利の命令をだしたわけですから、全国の労働委員会は安心して、国労を勝たせる命令をだせるということになつたわけです。

東京の労働委員会事件については、あとでまた述べさせていただきますが、この全国労働委員会闘争についてJR当局は、今、おいつめられています。一一二件の命令でしたら無視しえても、数十件も命令がでるとなると、それはひとつ政治的事件となつてきます。JRは民営といつても、その株式は、まだ公開されていませんから、すべて国がもつています。またJRは国有企業ですから、正式の行政命令を無視することは、そう簡単ではありません。そのため、陰に陽に、これまで労働委員会の取り下げ攻撃がされました。今、その先頭にたつているのは、松崎委員長の東鉄労です。彼らは、この全国労働委員会闘争を「JR倒産運動」と中傷し、「聞くところによれば、会社は国労の地労委『闘争』につきあわされて、専属で多くの社員があたり、膨大な額の対策費の支出を余儀なくされている」という。だとするならば、「JR倒産運動」——これが国労の地労委『闘争』の本質である」と攻撃をかけています。しかし、逆にみると、このことによつて彼らの痛事がかえつて表明されるものとなつています。

### 三年を区切りとする分割民営化

労働争議をみた場合、使用者側の分析が必要です。相手側の弱点は何か、運動の重点をどこにおくのか。それは、重要な情勢分析のひとつとなるわけです。

まず、国鉄の分割民営化政策は、その全体をみて、決して順調には進んでいないことが判明します。そして、その政策的見直しの前途が三年め、昭和六五年四月一日となっています。すでに一年三ヶ月がすぎていますので、あと一年九ヶ月後にその時期はこようどしています。

ひとつは、再就職予定者として、一切の仕事もさせられずに、清算事業団に収容させら

(表2) 62年度決算 JR グループ間の比較

(単位:億円)							
項目	JR北海道	JR東日本	JR東海	JR西日本	JR四国	JR九州	JR貨物
営業収益	919	15,657	8,746	7,632	352	1,298	1,727
営業費	1,457	12,692	8,031	6,923	502	1,587	1,616
営業損益	△ 538	2,964	715	709	△ 150	△ 288	111
営業外損益	515	△ 2,197	△ 107	△ 628	160	303	△ 52
経常損益	△ 22	766	607	81	10	15	59
特別損益	55	△ 44	0	11	0	20	0
税引前当期損益	32	721	608	92	10	36	59
法人税等	20	447	442	72	8	27	41
当期損益	12	274	165	20	2	9	18

れでいる五〇〇〇人の人たちの再就職あっせん期間、それが三年めできることとなっています。国民的な批判の前に、東京、名古屋、大阪といった大都市の土地の売却が三年間、内閣の閣議で凍結させられてしまっています。特定地方交通線というローカル線の廃止が三年。清算事業団は、二五兆六千億円という巨額の借金を返済できないで、今年一年で一兆六千億円の利息をふくれあがらせましたが、それも、三年を目途に返済の方針をたてるといい、国鉄労働者の年金の財源は三年しか確保されていないといわれます。そして、JR各社の株の上場は、当初五年であったのが三年めに早められようとしています。この三年という重要な時期に、先ほど述べた全国地労委闘争の勝利命令があいつぐこととなるわけです。これらの点からみても、この間の国労の運動が、重要な山場をむかえていると断言しても過言ではないと考えています。

は騒いでいますが、実態はそんなもので  
は全くありません。ひとつは、国鉄時代  
最後の決算は、民間企業なみになおすと、  
営業利益で三六六三億円をあげていまし  
たが、JR七社は、その営業利益のトー  
タルで、三五二三億円ですから、国鉄時  
代に比べて、逆に一四〇億円減少してい  
ることになります。

JR東日本、JR東海が黒字といつても東海道新幹線の全面改修費までは、とうていもらえないません。ここに、民営化の矛盾が顕在化してくることになります。		(表2)
項目	JR	
営業収益	△	
営業費用	△	
営業損益	△	
営業外損益	△	
営業常益	△	
営業経常損益	△	
特別損失	△	
税引前当期損益	△	
法人事業	△	
税損	△	
人同期	△	
等益	△	

焦点となる株の上場問題

それにもしても、JR各社は、いわば強引に黒字宣伝をしておいて、焦点をJR各社の株の上場にあててきています。この株の上場で、はじめて、JRの民営化が完成することになります。国会や国民の監視を抜き當利ひと筋に進む企業体質への転換が実現する。しかも、清算事業団は、株をNTTなみに二〇倍から三〇倍で売却することによつて、清算

事業団のかかえている借金を一部返済しようという計画をたててているわけです。JRにとって、このような株の上場は慎重の上にも慎重を期して少しでも高い値段で売りぬかなければなりません。

しかし、NTTの上場と違つてJRの株の上場はいくつもの障害をかかえています。ひとつは、株の上場はその規則で五年間の営業継続が必要とされるところを三年でやろういうことです。そのため、特別の取扱い、上場規則の変更が必要とされます。ふたつめに、貨物を含めて、JR七社の上場の関連がどうなるのか、北海道、四国、九州という営業損益での超赤字会社が、はたして上場資格があるのかという問題です。みつめに、NTTと違って、JRには大事故が予想され、それがどうなるのか、よつめに、整備新幹線、東海道新幹線の全面改修費用をJRは負担しないのか、そして、分割民営化政策の変更是本当に将来までありえないのかという問題です。

この五つは、いずれも、国民の足を守る点ということからみると重要な問題なのですが、労使問題という点からいと、これから述べる上にあたつて労使関係の正常化が問われるということが重要です。すなわち、東京証券取引所が、「上場申請を受け付けた会社に対し、次の項目で実質的な審査を行います。」、労働関係についていと、「労務の状況」、「労使関係」が報告事項とされ、「上場制度の利用目的が健全であること、また法令違反行為を行っていないこと」として、「法令違反行為等、(1)商法、証取法、独禁法、税法等に關わる違反行為の有無、(2)係争、紛争事件の内容」として、「証券取引所は、実質的な審査を行いますが、これらの審査はかなりの厳密さをもつて事実に則して行われています。したがって、上場準備に段階において、問題点の有無を綿密に調査し、審査の障害となる事項については、事前に改善しておくことが必要です。」となっています。

このことによつて、運動抜きで自動的に労使問題が解決するとはいひません。しかしJRは、その至上命令である、株の上場にあたつて、大蔵省の管理下のもとに、異常な労務管理問題がチェックつくされ、労働委員会命令を守ることが強く要求されることは間違いない情勢へと転換していくこととなるでしょう。この点からも、二〇件、三〇件と労働委員会の勝利命令をつみ重ねることは極めて大事なこととなつてきています。

### 具体的な運動方向

まず、職場の運動の問題が第一にくるのですが、私ども支援運動の立場からいと、この一年間で一四二名の国労復帰者があることを信頼し、その前進を心から期待して、ここでは全国労働委員会闘争について、のべさせていただきます。まず、本州の各地の労働委員会闘争では、それぞれの地の共闘運動とともに絶対、すべて勝利命令を取り切るということです。なかでも大事なのは、神奈川です。表にあるとおり、すべての種類の件が争われ、結審します。採用拒否、国労バッヂなどすべての事件で勝利命令をとつていただきたい。長野の労働委員会闘争は、全国でも一番すすんでいるようです。県庁で一番大きい会議室を使って三百名の傍聴席をつくり、国労半分、支援半分としてすすめ、県内、すべての地区評で労働委員会闘争の報告集会をやりきり、昭和六二年三月一六日付でおこなわれた配属決定をすべてやり直すように求めています。

東京では、田町、品川、蒲田、中野、三鷹、小金井、豊田、七電車区の事件が、本州労働委員会事件の天王山だと私たちにはみています。京浜東北線、山の手線から、国労の運転士をすべて排除したという事件です。民営化によつてストライキを与えるをえないために、労使共同宣言を結ばない国労がストライキをして電車を止められないよう、まさに典型的な不当労働行為としてなされました。救済対象者は三〇八人という大事件です。この事件でJRの不当労働行為を断罪するかどうか、都労委に決断をせまる大衆運動が強く求

められています。労組共闘の皆さんには、都労委あて五〇万人署名でお世話になり、一〇万多名分を都労委にだしました。その署名が、新宿車掌区の完全勝利命令をとる原動力となりました。この七電車区事件については、改めて署名運動と学習会等支援の運動をお願いする次第です。七電車区の皆さんも連絡会をつくり、運動をはじめられました。

次に北海道、九州、東京などと全国で四七〇〇名という膨大な人たちが清算事業団に収容されています。いわば、指名解雇予備軍がつくられているのです。私もいくつかの清算事業団を訪問しましたが、いわば精神的拷問が加えられているようなものです。この不当性を追求する重要な場が北海道、九州の労働委員会で勝利命令をかちることです。この労働委員会闘争は、北海道では、元助役が「採用差別の勤務評価を行った」と証言し、元労働組合員が、「国労から労働にうつれば必ず採用される」という当局の保障つきで国労切り崩しを指示された」と証言をするなど、成果をあげています。そのため、北海道の地元紙は、朝日新聞が「秘密文書でJR不利に」、北海タイムスが「国労への救済命令濃厚」、北海道新聞が「労働側委員がJR批判」として、JRの欠席戦術に対して「JRの態度は地労委という家を土足で駆け抜け逃亡したに等しい」と見解を表明したことを見出しています。そして、北海道、九州の弁護団はそろつて次のようにいいます。

「弁護士として、やることはすべてやった。立証できることはすべて立証しつくした。普通の事件であると一二〇名勝利命令をとれる。しかし、この国家的大規模な不当労働行為を追及するためには、今、運動の力が決定的だ。ぜひ、東京で支援の運動をつくってほしい」

この訴えにもこたえて、七月七日の九段会館の集会には九州から二〇名、北海道から一〇名と上京してきます。それぞれ、署名用紙、行商の品物をもつて全国オルグにはいりたいと決意を固めています。その全国オルグの受け皿をぜひつくっていただけるようお願いいたします。

安全問題について、一言。JRは隠していますが、JRの事故は激増しています。たとえば、三月から四月にかけて、三月二〇日、新宿駅、進入電車のわきで三人転倒。三月三〇日、市ヶ谷駅、電車とホームの間にまきこまれ青年が死亡。三月三一日、駒込駅、階段につまずきホームから転落。四月三日、京浜東北線、運転士吐血、もうろう運転。四月七日、飯田橋駅、乗客、路線に転落、足首切断。四月一七日、五反田駅、乗客、停車中連結部に転落、手指切断、と事故がつづいています。もうけ第一主義のJRは、職場の不当労働行為とあいまつて、今欠陥商品となつて乗客のおびやかしている、そのことの訴えも強くしていきます。「JRが危い」というスライド、パンフレットの作成も準備しはじめています。

最後に、争議でいうと、情勢は重大なところにきているとみています。大きな支援運動でこの闘いに勝利することは、日本の労働者の権利闘争にとっても大きな足跡を残すこととなるのではないかと考へています。ともにがんばりましょう。

(国民会議事務局長 牛久保香樹)

## ◇ 読者からのおたより ◇

厳しい労働界において左派結集に努力されている貴社に敬意を表します。労働運動が右傾化するなかでますますものがいえなくなっている職場。そのなかで下から組合員の意識を変えるべく、ささやかですが学習会を組織し、成長すべく努力しています。また学習会のなかで、貴社のニュースを利用させていただいています。今後もホットな記事を待っています。

◇ 投稿 ◇

## 「汚職」問題を考える

「読売新聞に」（六月三日）によると、兵庫県の網紀委員会（委員長、三木真一副知事）は二日、汚職、公金詐欺が相次いだため、その対策として目付け役となる服務観察委員会制度の新設、問題業者の指名停止の公表や停止期間延長、職員向け「汚職防止読本」作成などの対策を決めた。つまりこの問題を私が関心を持った理由は、「汚職」を通して職場の締めつけ、労働者の意識改革が狙われ、労働者の抵抗の弱まりに乗じて、一層の地方行政合理化がすすめられるのではないかと考へることによる。

そこで、「汚職」という問題について労働者階級としてどう考えるかを整理し、資本家階級に反撃する討論の組織化が必要となつてゐるよう思ふ。

### 「汚職」の背景は？

まず、なぜ「汚職」がおこるのか？ という点から考えてゆきたい。

この点は、「汚職」によって得た金の消費がどのように行われたかを調べれば良い。大まかに見れば、一につに分れるようである。一つは、住宅ローンの返済等であり、今一つは、遊興費等である。

**住宅ローン** まず、住宅ローンの返済等を考えてみれば、それは、明らかに住宅という労働者の買う商品の中で最も高額な商品に較べ、賃金が余りに低く、およそ切りつめる余裕を失つてしまふほどの状態に陥つてゐることにある。これは低賃金だけでなく、日本の住宅政策にも原因がある。本来、住宅の供給は社会が行うべきものであり、社会主義国では国が建設、更新を行つてゐる。社会主義国までゆかずとも、ヨーロッパの資本主義国でも、社会主義国の労働者福祉に対するため、住宅建設は公的な建設が多く見られた。近年の福祉切り捨てによつて、多くのヨーロッパ資本主義国では、公的住宅投資も削られてきたとはいえ、これまでのストックは日本のそれとは較べものにならない。これに対し、日本では、年限付社宅と社内住宅資金貸付による持家推進が行われ、住宅建設にまわされるべき公的資金はむしろ産業基盤整備と称して圧倒的に道路等々にまわされた。

この持家制度は年功序列賃金、終身雇用制とともに、日本の労働者の企業意識を育んできた。低家賃で広く、通勤に便利な公共住宅の供給のない日本では、都市人口の過密によつて需要が増大したところへ、土地取引の公的規制を加えずむしろ近年規制を緩和し、土地ころがしによつて地代は引き上げられる一方となつた。そのため地価は急騰し、労働者用住宅の価格は、はね上つた。

社宅には年限があつて放り出される。もし年限はなくとも、退職後まで住み続けられるわけではない。だから労働者はなんとかして住宅を確保する必要に迫られる。都心の民間賃貸住宅は、その土地を営業用に使つた場合、借地人の利潤から、どれほどの地代を期待し得るかを基準に家賃が割り出されてゆくから、その負担は賃労働者にとって過大なものとなる。退職後の年金生活では収入は減少するのであるから、賃貸住宅に居住する労働者もまた、結局、住宅を買わなければならぬ状態に置かれる。

ドル換算で「世界最高の高賃金国」と言われる日本の労働者は、都心の住宅などもちろん買ふこともできず、通勤時間のかかる郊外へ、しかも、返済しうるかどうかぎりぎりのローンを組んで移り住むことになる。「アダム・スミスによれば、通常の労賃は、最低の

「労賃、つまりむきだしの人間性、すなわち動物的生存にふさわしい労賃である。」（経済学、哲学草稿）とされているが、現代でもまさに、衣食住のうちの「住」をなんとか確保しようとすれば、あとは動物的生存が待つている。

労働者にとって過剰支出としてあらわれるものは、不動産、建築、銀行業の資本家にとっては、過大な収入としてあらわれる。銀行は、産業資本家に貸付けて利子を受け取る道が狭められたので、土地投機に貸付けてもうけた。そこには、ローン返済に苦しむ、多くの持家労働者の姿と、笑いの止まらぬ、大不動産屋や銀行の姿がある。

住宅への支出増に対応して労賃が上昇すれば、労働者は、衣・食、そして教育等にも充分支出することができ、人間的生存が可能となるであろう。しかし、労働力商品の価格運動は、土地・住宅という商品の価格運動とは別の動きをする。労賃が上昇するのは、好況期に、資本家がとにかく労働者を必要としており、労働者が安売り防止の団結を、ストライキで示す時であるが、資本家がM.E.化による省力化をはければ、労働者への需要が減少する。その上、「連合」のようにストライキを極力回避する労働組合が多数となれば賃金相場が低位平準化されてしまうのは必然である。

そこで、住宅ローンに苦しむ労働者が、動物的生存から脱却しようと欲すれば、增收の別の道に向かうよう仕向ける水路が引かれることになる。

**遊興費** 次に、遊興費等について考えてみよう。労賃が、労働力の再生産費にほかならないとすれば、遊興費はそこからは出てこない。つまり、余剰労働部分の不生産的消費の一つが遊興等として消費されるのである。したがつて、遊興は本来、労働者階級とは無縁の、余剰価値の搾取者に属する。それが労働者に可能となるためには、労賃とは別の収入源がなければならず、ここにも「汚職」への水路が引かれていることになるのだが、なぜ遊興への欲求が発生するのだろうか。

### マルクスの労働観

遊び興じる欲求が人間の本質的な欲求であり、ただ労働者は労賃では支払えない買物だから我慢しているだけなのだろうか？もし人間の本質がそんなところにあつたとしたなら、余剰労働をうみ出した太古の人間は、たちまちそれを費消してしまい、生産力の上昇は望まれるはずもない。逆である。労働こそが、人間の本質的な欲求であるからこそ、人間は現在に至る生産力を持ち得たのである。マルクスは、こう述べている。

「なるほど、動物もまた生産する。蜂や海<sup>ビバ</sup>狸や蟻などのように、動物は巣や住居をつくる。しかし動物は、ただ自分またはその仔のために直接必要とするものだけしか生産しない。すなわち、動物は一面的に生産する。ところが人間は普遍的に生産する。動物はたんに直接的な肉体的欲求に支配されて生産するだけであるが、他方、人間そのものは肉体的欲求から自由に生産し、しかも肉体的欲求からの自由のなかではじめて真に生産する。すなわち、動物はただ自分自身を生産するだけであるが、他方、人間は全然自然を再生產する。動物の生産物は直接その物質的身体に属するが、他方、人間は自分の生産物にたいし自由に立ち向かう。動物はただそれの属している種族の規準と欲求とにしだがつて形づくるだけであるが、人間はそれぞれの種族の規準にしだがつて生産することを知つており、そしてどの場合にも、対象にその「対象」固有の規準をあてがうことを知つている。だから人間は、美の諸法則にしたがつてもまた形づくるのである。それゆえ人間は、まさに対象的世界の加工において、はじめて現実的に一つの類的存在とし

て確認されることになる。この生産が人間の制作活動的な類生活なのである。」（同前）ところが、現今の生産関係の下での労働は人間本来の労働とは異なっている。

「労働者は、彼が富をより多く生産すればするほど、彼の生産の力と範囲とがより増

大すればするほど、それだけ貧しくなる。労働者は商品をより多くつくればつくるほど、それだけますます彼はより安価な商品となる。事物世界の価値増大にぴったり比例して、人間世界の価値低下がひどくなる」・「労働の生産物は、対象のなかに固定された、事物化された労働であり、労働の対象化である。労働の実現は労働の対象化である。国民経済的状態（注：資本主義的状態）のなかでは、労働のこの実現が労働者の現実性剥奪として現われ、対象化が対象の喪失および対象への隸属として「対象の」獲得が疎外として、外化として現われる」・「そのため彼は自分の労働において肯定されないでかえって否定され、幸福と感ぜずにはかえって不幸を感じ、自由な肉体的および精神的エネルギーがまったく発展されずに、かえって彼の肉体は消耗し、彼の精神は頽廃する」。

「だから労働者は、労働の外部ではじめて自己のものにあると感じ、そして労働のなかでは自己の外にあると感じる。労働していないとき、彼は家庭にいるように安らぎ、労働しているとき、彼はそうした安らぎをもたない。だから彼の労働は自発的なものではなくて強いためられたものであり、強制労働である。そのため労働は、ある欲求の満足ではなく、労働以外のところで諸欲求を満足させるための手段であるにすぎない。労働の疎遠性は、物質上またはその他の強制がなにも存在しなくなるやいなや、労働がペストのように忌みきらわれるということに、はつきりと現われてくる。外的な労働、人間がその中で自己を外化する労働は、自己犠牲の、自己を苦しめる労働である。最後に、労働者にとっての労働の外在性は、労働が彼自身のものではなくて他人のものであること、それが彼に属していないこと、彼が労働において自己自身にではなく他人に従属するということに現れる」・「以上のことからつきのような結果が生じてくる。すなわち、人間（労働者）は、ただわずかに彼の動物的な諸機能、食うこと、飲むこと、産むこと、さらにせいぜい、住むことや着ることなどにおいてのみ、自発的に行動していると感ずるにすぎず、そしてその人間的な諸機能においては、ただもう動物としてのみ自分を感じるということである。動物的なものが人間的なものとなり、人間的なものが動物的なものとなるのだ。」（同前）

もう一つ、労働者にとって重要なことが抜けていた。それは、単身赴任の増大等である。先にも見たように、現今の生産関係においては、自分の労働は自分のものではなく、雇用する他人のものとなっている。労働者が自己を取りもどすのは、職場から離れて、家庭に帰った時である。単身赴任は、その最後のやすらぎの場を奪う。

そこから、遊興等々への没入という逃避行へと進るのは、必然の歩みであろう。

### デカイ汚職と小さな汚職

さて、なぜ「汚職」がおこるのか？という問題の解明の次には、「汚職」は本当に「汚職」かという疑問が出てくる。

というのも、「贈る」側と「収める」側との間には天と地ほどの差がある。「収める」側が失うのは「一生」であり、その上に処罰が与えられる。他方「贈る」側は、「一時期」の入札参加停止と、軽い処罰、明らかに、法律は不平等なものとなっている。

その上、ロッキード事件、そして今マスコミをにぎわせている明電工、リクルートコス

モス事件でも明らかなように、政権党の議員・閣僚と大資本の間の関係は、「汚職」関係にあるのが常態であり、国の「財政」支出に寄生する巨大資本が、献金等の還流を通じて政権党を支える構造となつていて。同じことをしても、野党議員の場合は、少額でも摘發され、政治生命を断たれる。だが、政権党は、はるかに巨額の金品を「収め」ながら、「公正」なる検察側は、ほとんど動かない。つまり、法律の適用においても不平等なものとなつていて。ここに法律の階級性があらわれているのであるが。また、民間相互の取引においては、日本の商習慣はまことに「汚職」にまみれている。年間何兆円もの企業「交際費」が消費されていることを指摘すれば十分であろう。

したがつて、マスコミが、いかにも不道徳きわまりない論評を下す「下級公務員」の「汚職」というものも、額面通り受け取ることはできないことになろう。「汚職」を推奨するのか？と受け取られるかもしれないが、もちろん、そうではない。

### 人間性喪失の原因をとり除く

これまで見たように、「汚職」は、物的・精神的な人間性喪失を即物的・個人的に取りもどそうとする時におこつていて。この人間性喪失の原因を取り除かなければ、決して「汚職」はなくならない。

我々は、労働者階級の人間性喪失を個人的に解決しようとはしない。というのは、もしさの方針をとれば、労働者の最大の武器である多数の團結をつくれなくなるし、そうなれば、解決の手段を永遠に失つてしまつからである。この人間性喪失は、現在の社会関係に規定されているのだから、資本制的生産関係の廃絶こそが眞の解決を与えることになる。だからこそ、労働者に社会主義イデオロギーを生活をとおして入れてゆかねばならない。とはいへ、最終的には社会関係を変えねばならないとしても、疎外状態の緩和は不可能ではない。たとえば、賃上げ闘争による賃金引上げによって、住宅取得を主因として陥つた動物的生存からの引き上げは可能であり、また、統一戦線政府の樹立によつて、安くて広い公的住宅の大量供給等々の労働者福祉を充実させてゆけば、それは賃上げ闘争と同じ効果を持つ。

また、たとえ疎外された労働ではあるにせよ、職場での資本の專制に抵抗する團結をつくることによつて、賃金奴隸でありながらも職場の主人公という自覺を持つことは可能である。そして、それらのとりくみを通じてこそ、社会関係を改革する團結をつくり上げることができる。

逆に、職場にスパイを放ち、「汚職」の芽を事前につむとか、家庭でも家族に監視せざるためにパンフレットを配るとか、職務権限を引上げることによつておこることは、ますます労働の疎外を深め、「汚職」対策と称しながら、「汚職」へと一人ひとりの労働者を追いつめてゆく。

今後、現場の監視労働が強められ、「モノ言えぬ」職場が作られるのに応じて諸権利への圧迫が強められ、「全体の奉仕者」論への再教育がはかられてゆくことになり、合理化への地ならしが進められるであろう。労働組合としても、資本家側の「汚職対策」に対抗してゆかなければならぬ。

## 「新百万党建設運動実施要領（案）」への質問状

とくに「協力党員」の拡大に関して

一月の社会党大会の焦点の一つが「協力党員」制度をめぐる問題であった。第三七三号の党建協総会の報告にも明らかのように、良心的党員と社会党を愛する人びとの行動で、「協力党員」制度についても一定の成果を生んだ。

現在の焦点は、この「協力党員」制度をどう実践するかに移っている。この問題について、日本社会党東京都本部杉並総支部執行委員会は六月二二日付で日本社会党中央執行委員会、新百万党建設推進委員会に「新百万党建設運動実施要領（案）への質問状」を送った。この質問状は(1)協力党員は、新しい協力党員の紹介者となる、(2)紹介者を弾力的に扱うと「要領」（案）が述べていること、さらに(3)協力党員の党費徴収方法、(4)協力党員の更新月等、五点についての解明を求めていた。この内容は全国の社会党にとって重要な意味をもつていて、したがって全文を資料として紹介する。

（編集部）

日ごろのご健闘に敬意を表すと同時に、常日頃のご指導に感謝申し上げます。

さて杉並総支部は、昨年から今年の一年半にかけて、微力ながら一一%の党員拡大を行なって来ました。そして私たちはこの経験からも、職場・地域に根ざした「自前の党」を作るために、反行革の闘いなど働く者の生活を守る大衆運動の展開と党の支部活動の確立を通じて、党への信頼を高めていくことが重要であると考えています。

この基本に立ちつつ、現在、中央・都本部方針をうけながら総支部として積極的入党運動を展開しようと全体での意思統一をしているところです。

ところが、「新百万党建設運動推進委員会」から提起されている『新百万党建設運動実施要領（案）』（以下、「要領（案）」と略称）をいただき、総支部・支部段階における具体的実践の観点からよく検討してみたところ、とくに「協力党員」の問題をめぐって、いくつか不明な点や疑問点が生まれてきましたので、質問することとしたしました。

「組織改革」については下部討論の過程で、全国的にそうであつたように杉並総支部の党員の意見も大きく一分された経過があります。この点への配慮からしても、また、全国大会で決まつたとは言え、これまでの党組織のあり方を大きく変えるものであり、それに何しろ誰にとっても初めてのことですから、お互いの理解を深め、考えうる混乱をあらかじめ排除する努力を全党的におこなうことが、不可欠であると考えるからです。

以下、五点について質問いたしますので、ご検討のうえ、ぜひとも早急に回答をいただかようお願い致します。

一、【協力党員は、新しい協力党員の紹介者となる】という項は規約違反です。破棄すべきではないでしょうか？

『要領（案）』、「十の『3 党員および協力党員の入党システム』の(3)項」は、「入党した協力党員は、新しい協力党員の紹介者となることができます。党員となる場合は党員の紹介が必要です」となっていますが、これは新『党規約』第五条違反です。規約第五条では、党員はもちろんのこと協力党員を拡大できるのも「党員」に限られており、「協力党員」にはその権限が認められていません。

第五条は、次のように書かれています。「党員および協力党員になろうとするものは、定められた入党申込書に必要事項を記入し、党員二名の紹介により原則として居住地または職場の支部に申し込むものとする。入党の紹介者となる党員は、入党申し込み者について

て調査し、党に対しても紹介者としての責任を負わなければならない」（傍点は引用者）と。

第五条は、入党方法を定めた唯一の条項であり、ここでは明確に、「協力党員」になるためにも「党員一名の紹介」が必要と定められているのであり、それ以外の方法は、一切定められておりません。逆に言えば、規約にその定めがあるのであれば、わざわざ「要領（案）」で、右の(3)項を設ける「必要」はないと言えましょう。

しかし、党の組織運営が「規約」に基づき行われるべきであることは、当然のことであり、規約を勝手に運用する権限は誰にもないはずです。

「協力党員には、新しい協力党員の紹介者となる権限もない」という点については、「協力党員と党員の権利の不平等」の一つとして、すでに下部討論の過程で指摘されていました問題です。この点を含め、党員間に数々の不平等を持ちこむことについて、多くの疑問や批判があつたにもかかわらず、「協力党員制度」は決定されたわけです。もし、手直しをする必要があるということなら、抜本的な手直しを、改めて「規約改正」として提起すべきであります。規約の一部だけ勝手に手直しする、ということは組織運営の原則にもとることです。

規約違反の「十、3の(3)」項は、当然、破棄されるべきではないでしょうか。

## 二、「紹介者を弾力的に扱う」とはどういうことなのでしょうか？

『要領（案）』と同じく「十、3」の(2)には「入党に際しての紹介者は、県本部、総支部、支部で弾力的に扱います」と述べられていますが、意味不明です。規約に基づく運用をおこなう以外に道があるとは思えませんが、例えば、「総支部で、紹介者を弾力的に扱う」とはどういうことなのでしょうか。説明をいただきたく思います。

## 三、「協力党員の党費徴収方法は、原則へ一本化すべきではないでしょうか？」

『要領（案）』、「十一の4、(1)」で提案されている、協力党員の党費の徴収方法は、きわめてあいまいなもので、「加入申込み時一年分一括払い」を「原則」としながら、「二回の分割払いも可能であり、あるいは「県本部の責任において毎月納入もできます」ともされています。しかも「党費の支払い方法」は本人の選択制（十、2の(3)の(3)）です。

これだと、「委員長公選実施にあたって、協力党員の選挙権は党籍一年以上とする」との「中執統一見解」との絡みで、運営上大きな混乱が生まれかねません。ある協力党員は、一年間の党費を払っているのに、在籍一年たっていないため「委員長公選権」が認められない。ところが、他の協力党員は、党費が未納なのに「毎月納入」の場合は、何ヵ月もの滞納をしばしば伴うことが避けられないことはだれもが知るところです）、一年は満たしているというような事態が生まれます。しかも、協力党員の「資格は原則一年」（十、4の(1)）なのですから、入党一年を経過して、党費未納の協力党員の場合、一体「委員長公選権」は認められるものなのでしょうか、それとも党員資格はすでに失われているものなのでしょうか？この認定基準は、困難を極めることが予想されます。

原則への一本化を計らないと、下級機関での実際の運営では混乱が必至です。明快な整理を要請します。

## 四、「協力党員の「更新月」とは、一体、何でしようか？」

『要領（案）』「十一、4の(2)」で、「継続について」は、毎年一〇月を更新月とし、本人の意志を確認の上党費を納めてもらいます」と述べていますが、毎年一〇月の「更新月」とは、一体何なのでしょうか。例えば八月に入党して、一括一年分の党費を払った協力党員にたいして、一〇月になつたら、何をせよということなのでしょうか。改めて、党費を徴収するのでしょうか？その場合、この同志からはいくら徴収するのでしょうか？さらに、党費の「毎月納入」制が認められた場合、「一〇月更新月」における「本人の意志確認」とは何を意味するのでしょうか？

「入党時一年分一括払い原則」に一本化したうえで、「意志確認」も「党費徵収」も、二月入党の協力党員は翌年の二月、八月の場合は翌年の八月という具合に、いくら複雑であっても、毎月におこなう外のではないでしょうか？

「更新月」の設定は、まったく意味不明です。明快な説明を願います。

### 五、「協力党員には代議員数の割り当てをしない」という機関運営に間違いはないでしょ

うか？】

※この五番目の質問は、直接『要領（案）』に関するものではありませんが、今後、協力党員が拡大した場合、必ず直面する重大問題ですので合わせて質問するものです。現在、杉並総支部大会は、党員三名に一名の割合で各支部に代議員を割り当てる開催されています。ところで、協力党員が今後拡大した場合にも、協力党員には「大会代議員権」が認められていない訳ですから、支部への代議員の割り当て数の対象に、当然、協力党員をいれないことになります。例えば、杉並の場合「A支部が、党員一〇名にたいして、五名の協力党員の入党があったとしても、代議員は三名のまま」としなければならないことがあります。

この点の運用について、全国的に食い違いがあつてはならないと考えます。

第五三回全国大会の「組織改革小委員会」では、社青同の善明代議員より「もし、協力党員を含めて代議員を割り当ててしまうと、結果として、協力党員に代議員権を認めたのと同じことになる。協力党員は代議員割り当ての対象にならないことを、明確にすべきだ」という趣旨の質問があり、山本党組織基本問題検討委員会委員長から「協力党員にたいして代議員権を認めないと言っているのだから、言われる点の心配は無用だ」という趣旨の答弁がおこなわれたとの報告を、大会傍聴者（杉並総支部執行委員・複数）から受けております。

杉並総支部の下部討論の過程で、この点の疑問が強く提起されており、当然、傍聴者としてはこの問題での質疑・答弁の成り行きには特に注目していたわけです。ところが、月刊『社会党』の臨時増刊号「大会決定集」（第三八八号）では、なぜかこの質疑・答弁の部分がそつくり欠落しております。ということは、いまのところ、公式文書では、この点について言及されていないことになります。

もちろん、「協力党員への代議員権付与」問題はあらだけの大論争を経て決着したのですから、誰が考へても山本検討委員会委員長答弁以外の運用は不可能です。したがつて杉並総支部としても、当然、右の組織運営をおこなうことになりますが、この運用で間違はないか、念のためおたずねするものです。

また、全国大会はもちろん、全国のどこかの機関の大会でこの点のミスが生まれないよう、敏速に周知徹底するなどの措置を取つておくべきではないでしょうか。この点についても、明快な回答をお願いいたします。

※ まだ問題の見過しがあるかもしれません、少なくとも以上の諸点について、疑問の余地なく解決されていないと、協力党員の拡大は、組織上大きな混乱を生みだすのではないかと危惧しております。早急に、明快な指針を提起していくたくことを願いながら、回答を待ちます。

## ◇パンフ「労戦問題」資料と解説」紹介 ◇ 転機をむかえた労戦問題

たたかいの方向を明示  
労戦問題は転機をむかえた。第一に総評指導部自身が「全的統一」の放棄をあきらかにしたこと、第二に、それゆえ、「これ以上退がるわけにはいかぬ」という広汎な気運も生じてることである。

このような真近の情勢にこたえるパンフレットが発行された。「労戦問題—解説と資料」と題し、三部からなっている。一部は「何をなすべきか」と、各級労組大会で主張し決定させるべきことをズバリ説く。二部は「総評方針本質の欺瞞を衝く」と、「五項目」から「真柄メモ」にいたる経過をたどる。第三部は「連合よどこへいく」と、結成後半年で露呈したその本性と限界を、事実資料にたつてあきらかにしている。歴史の重要な転換点で、拱手傍観せず何事かをなそとする人に、このパンフレットは最上の武器となろう。

第一にわれわれのなすべきことは、このパンフをもとに事実を組合員にうつたえていくことだ。組合員は必ずうけとめる。労戦問題は決して「雲の上」のことではなくなってきたからだ。生命と権利を守る切実なよりどころとしての労働組合、さらにその地域組織が、抑圧機構に解体・吸収されようとしているのだから。貴重ないくつかの労働組合が分裂の危機にひんしている。事はきわめて組織的!!具体的なのだ。労働者にとって組織はすべてなのだから、日々攻撃にさらされている組合員にとってまさに切実な問題だ。また、「連合」推進勢力のなそうとしていることをありのままにうつたえるなかで、総評労働運動が組合員の中に育んだ民主主義意識も必ず呼びおこされるにちがいない。

討論がすすまないとしたら、それを組合員のせいにしてはならない。不十分さはわれわれ幹部・活動家にある。「組合員は職場のことしか関心がない」という先入観からまずあらためねばなるまい。日常活動で信頼をえている活動家なら、熱意をもつて説くならば、また組合員のおかれた条件にあわせ可能な大衆行動の検討まで含め話しあえるなら、労戦問題は国政選挙などよりはるかにうけとめられる。

第二に、労働組合各級機関で明確な態度決定をかちとることである。執行部はわれのわからぬ提案をし、代議員は正しいが提案にはかみあわぬ発言をくりかえし、右派は「いいたいだけいわせとけ」とほくそえむような大会風景はくりかえしてはならない。大衆討議のなかで、できるだけ多くが一致する、絶対に譲れぬ一点でよい。それをあらゆる方法で機関の態度にさせること、もし単産が総評方針追認に終始してきたなら、執行部のとりきたった経過をきちんと不承認すること等、組合民主主義の生命線をここで守りぬかねばならない。

このように各級の良心的・民主的態度決定をつみあげるなかで、自ずから全労働者の統一要求となってくるのは「全的統一でない場合は、総評、地・県評解散に反対」という大義であろう。本パンフレットは、なぜこの要求が必至か、また正当かをわかりやすく説いている。

最後に、月並みなことばだが、「過程をせいいっぱいたたかう」ことにつきる。そのなかで必ず次のたたかいへの足がかりができる。  
広い視野と広い心をもち、宗派主義を排し、あらゆる良心の統一実現に延身しえる者こそ、現段階におけるマルクス・レーニン主義者たる資格を有す。本パンフレットは、そのような心意気をもつた仲間にとつて、広汎な組合員にうつたえるための最良の武器となろう。